

近畿運輸局からのお知らせ

聴聞の通知について

下記に記載した事業者の経営する一般貨物自動車運送事業に関する行政処分(許可の取り消し)について、下記の期日及び場所において聴聞を実施しますので、行政手続法第15条第3項の規定により通知します。

なお、同法第15条第1項各号に掲げる事項を記載した聴聞通知書は下記の交付場所で執務時間中いつでも交付しますので申し出て下さい。

1 事業者名及び聴聞の期日等

事業者名	代表者名	事業者住所	聴聞日時	起案番号
株式会社 トランスポート・エーワン	代表取締役 湯川 裕司	滋賀県愛知郡愛荘町 蚊野外486-1	令和3年11月10日(水) 9時30分	233

2 聴聞の場所

大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 13階
近畿運輸局自動車監査指導部 第1会議室

3 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 13階
近畿運輸局自動車監査指導部監査担当 (06-6949-6448)

4 聴聞通知書の交付場所

大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 13階
近畿運輸局自動車監査指導部監査担当 (06-6949-6448)

近運自監公示第7号
令和3年9月30日

近 畿 運 輸 局 長